

明治天皇紀編修と外務省記録

高橋 勝 浩

はじめに

明治天皇の御生涯を編年叙述体で記述した『明治天皇紀』は、誰もが認める明治史研究の基礎的文献の一つである。その『明治天皇紀』の典拠資料の中には宮内省の省内文書のほかに、さまざまな外部資料が利用されている。それらの中でも一つの資料群として見出されるのが、いわゆる外務省記録や外務省調書と呼ばれる外務省所蔵の外交文書類である。

『明治天皇紀』の編修を担った臨時帝室編修局（当初、臨時編修局）では、御紀の本文を執筆するに当たって、外務省記録や外務省調書の調査を実施した。これらの調査資料は本文の典拠資料を収録した御紀資料稿本に適宜編綴されていったが、それとは別に特に重要と判断した資料については写本が作成された。これらは『明治天皇紀』の編修終了後、ごく一部を除き、当部の主要な蔵書群の一つである臨時帝室編修局本の一部を形成するに至った。^①かつては当部図書課出納係により管理されていたこれらの写本は、平成二十三年（二〇一一）宮内公文書館に編入され、特定歴史公文書等として新たに分

類整理の上、現在一般に公開されている。

ところで、『明治天皇紀』の編修事業については堀口修の研究があるが、^②編修作業の実態については必ずしも十分に検証されているとはいえない。換言すれば、編修作業の具体的な展開過程についての研究は、まだ緒に就いたばかりであり、今後の検討課題であるといえるだろう。明治天皇と各国元首との御交際や外交問題に関する御紀本文の執筆に当たって、臨時帝室編修局は外務省所蔵の如何なる資料を如何なる手段を用いて調査・収集していったのであろうか。

本稿では、宮内省における修史事業と蔵書史の視点から、『明治天皇紀』の編修を担った臨時帝室編修局による外務省記録等の調査・収集と写本作成の過程を概観してみたい。また、資料の残存状況から一定の留保は必要となるが、調査・収集したこれらの資料が御紀本文に如何に反映されたかについても若干触れてみよう。

なお本稿では、特に必要であると判断した場合を除き、これ以降、臨時帝室編修局を編修局と略称することとする。

一 第一段階―資料の借用による調査の開始―

1 股野琢編修（官）長時代

管見の限り、編修局による外務省所蔵資料の調査は、まず資料の借用という方式で始まったようである。大正三年（一九一四）十二月の御紀の編修開始から約二年十ヶ月後の大正六年九月二十九日、臨時帝室編修局御用掛藤波言忠^③より外務大臣官房文書課長心得吉田茂に対し、駐日外交官の名簿借用の可否について次のような照会が発せられた【図版①】。

明治天皇紀編修上御資料ニ参照致度候間、左ノ文書当局へ借用致度、御入用之節ハ何時ニテモ又御指定期間内ニ返進可致候間、特ニ貸付相成候様致度。

一、本邦駐劄外交官名簿（又ハ人名表）

但シ初刊より明治二十年頃迄^④

外務省はこれに対し、照会の名簿とは「自明治十三年（至同四十三年）本邦各国外交官リス

ト」のことであり、借覧に支障はないため、係官が借用証を携帯の上、来省されたいと回答、十月四日これを貸与した^⑤。ついで十月六日、編修局は「皇国駐劄外国使臣履歴」三冊、及び「皇国駐劄外国使臣履歴附録」二十五冊を借用し、【別表】に記載の写本を作成後、翌七年十二月二十七日に原本を返却している^⑥。編修局としては、まず駐日外交官の正確な姓名とその履歴を把握するための資料を必要としたのだろう。

次に外務省記録の借用については、大正六年十一月十三日、藤波から外務

次官幣原喜重郎に対し、次のような依頼状が発送されている。

明治天皇紀編修資料取調ノ為メ貴省御所蔵ノ関係文書借覧為致度、時々本局員差出候節ハ相当便宜ヲ与ヘラレ度、此段及御依頼候也^⑦。

ところが、実際の資料収集はなかなか実施されず、編修局が記録・図書の寄贈または借用について照会し、実際に外務省に所蔵され、支障なしと判断された資料の貸与を受けたのは、依頼状発送から二年半近く経過した大正九年六月以降のことであった^⑧【別表】参照。かくも資料収集が遅れた背景としては、第一に御紀編修の方針と年限を上げることができよう。

当初『明治天皇紀』は専ら天皇の盛徳事蹟を主として編録し、国史の撰修とは自ずからその主旨を異にするとの方針を採り、大約五ヶ年を以て完成するものとされた。初代編修（官）長に就任した股野琢は官僚出身の漢学者であり、近代史学に通じていないこともあって、御紀と国史を区別する強い姿勢を持っていた^⑨。加えて、実際の御紀編修作業の手順も未確定な部分が多く、試行錯誤の状態にあったと推測される。資料の本格的な調査・収集には、次のステップが必要であった。

二 第二段階―資料の閲覧開始とその促進―

1 竹越与三郎編修官長時代

当初の編修方針（御紀≠国史）と編修年限（約五年）は、大正七年十月に至って改められ、御紀は広く天皇の治績にわたるべきであるとして資料の採録範囲を拡大し、今後十ヶ年を以て編成を期することとなった^⑩。それから約八

ヶ月後の大正八年六月二十六日、臨時帝室編修局副總裁金子堅太郎は幣原外務次官に対し、左記の文書閲覧依頼状を發送した【図版②】。

明治天皇紀編修上参考ノ為メ貴省御所蔵ニ係ル左記ノ文書閲覧為致度、主任者差出候条、相当便宜ヲ与ヘラレ度、此段及御依頼候也。

記

一、御親電

一、義和団関係書類^①

明治天皇の外国元首に対する御親電の調査は当然のこととしても、この時点で北清事変（義和団）関係書類の閲覧を願ひ出た理由は判然としない。

しかしその後も資料の借用はされたものの、大正八・九年中に編修官自らが外務省に赴いて外務省記録を閲覧調査した形跡は見当たらず、本格的な閲覧調査の開始は二年後の大正十年五月以降まで待たなければならなかった。

これは、第一に大正九年五月に御紀執筆の時期を迎えるまで、調査すべき事項が明確になっていなかったためである。しかし同月十五日、金子副總裁が上奏した結果、編修に関する諸要綱が定まり、御伝記であると同時に国史としての『明治天皇紀』を編修する方針が明確にされた^②。とりわけ、この時に定められた「明治天皇紀編修綱領」の中で、「明治時代国内形勢ノ推移ハ外勢ノ刺激ニ因ルコト多キヲ以テ、明治天皇紀ハ内政ニ関聯シテ外勢ヲ叙録シ、以テ其ノ内外相交渉スル所以ヲ明ラカニス^③」と謳われたため、調査事項も自ずと広範囲になっていったのである。

本格的な調査開始の第二の要因は、文明史家として名を馳せた竹越与三郎の登場であろう。大正九年一月、臨時帝室編修局御用掛を仰せ付けられた竹越は、翌年一月には股野編修官長の後任を命じられ、御紀編修の実質的な旗

振り役となる。竹越の登場によって編修方針も大きく変わり、「御紀Ⅱ国史」という色彩がより鮮明に打ち出されることとなった。

こうした環境の変化が契機となって、外務省に対する編修局の公文にも次のような編修の趣旨が明確に謳われるようになった。

当局ニ於テ目下編修中ノ明治天皇紀ハ単ニ御聖徳御偉業ヲ記述スルノミナラズ、同天皇ヲ中心トシテ近世日本發達ノ跡ヲ記述セントスルモノニシテ、内政外交ノ経緯ニ関シテハ最モ意ヲ用フル所有之、右ノ史料トシテ開国以來我政府ト各国政府トノ間ニ往復セシ公文書等ヲ調査スルノ必要有之候（下略）^④

大正十年五月十九日、金子副總裁は外務大臣内田康哉に対し、明治天皇紀編修のため、我が国開国以来の外交関係を調査する必要がある、編修官が所蔵の図書や記録類を閲覧することを許可願ひたいと申し出た。この公文を編綴した外務省記録には、編修官補沢辺復正の名刺が付されていることから、彼が公文を携えて外務省を訪れたのであろう^⑤。

しかし外務省側はこれに対し、所蔵図書と記録類は非常に広汎且つ多岐にわたるため、希望する調査事項を予め承知したく、閲覧のため来省の係官氏名を併せて通報してもらえれば、当省係官と閲覧方法等について協議させたいと回答した。

外務省の回答に接した編修局は、追々各事項にわたり調査したいが、編修官の池辺義象（第一部）・幸田成友（第二部）・木寺柳次郎（第三部）、編修官補の大原重明（第一部）・渡辺幾治郎（第二部）・名和仁一・沢辺復正（以上、第三部）^⑥を派遣するので、まずは左記事項に関する書類の閲覧を許可されたいと願ひ出ている。

- 一、明治五年秘露奴隷解散⁽¹⁶⁾事件
 - 二、明治六、七年台湾蕃地征討事件ニ付清国、英国及米国トノ交渉
 - 三、明治十五年及十七年朝鮮事件
 - 四、明治二十七、八年日清戦役前後ノ外交関係
 - 五、明治三十二年万国平和会議
 - 六、明治三十三年北清事件
 - 七、明治三十五年日英同盟締結
 - 八、明治三十七、八年日露戦役前後ノ外交関係
 - 九、明治初年ヨリ三十二年ニ至ル条約改正関係書類
- 右ノ外欧文図書目録⁽¹⁷⁾

すなわち、マリア・ルース号事件、台湾出兵（以上、第一部）、朝鮮壬午・甲申事件、日清戦争（以上、第二部）、ハーグ平和会議、北清事変、日英同盟、日露戦争（以上、第三部）、条約改正（第一部、第三部）、以上の諸事件に関する外交記録と欧文図書目録の閲覧を願ひ出たのである。

六月十日、外務省は、池辺編修官ほか三名が過日來省の際に希望した「外務省記録類輯総目録」二巻を編修局に貸与した⁽¹⁸⁾。編修局ではこの目録二巻を利用して、御紀本文の執筆に必要な記録類を選定していった。

一年後の大正十一年六月十日、編修局では外務省所蔵図書及び記録類を閲覧する係官が変更された。編修官は幸田成友が東京商科大学助教教授へ転職し、池辺義象・木寺柳次郎・渡辺幾治郎となり、編修官補は大原重明・名和仁一が抜けて沢辺復正・須永真彦・折井最一・笹原助・熊谷小鷹となった⁽¹⁹⁾。以後、編修局は閲覧希望資料と閲覧者をその都度外務省に伝え、その許可を仰いでいった。

編修局の申し出に対し、外務省文書課は事務室狭隘という事情もあって、簡単に対応できる事項については謄写資料の提供や書面による回答を以て応じている。【別表】にあるように、竹越編修官長の在任時代には、閲覧は大正十年に一回、大正十一年に六回、大正十二年に一回、大正十四年に五回、大正十五年（三月まで）に一回（累計十四回）実施され、借用は大正十年が六回、大正十一年が五回（累計十一回）を数え、その他書籍購入や寄贈、または書面回答を含む資料の提供は大正十年が二回、大正十一年が六回、大正十二年が三回、大正十三年が二回（累計十三回）に上った。大正十五年までは閲覧も少なからず実施されてはいるものの、借用や書面回答、あるいは寄贈や購入による資料収集の方が多くことが確認できよう。

2 三上参次編修官長時代

大正十三年四月には編修方針が改定され、編修官は各担当年代の事項要領を記述することに改められた⁽²⁰⁾。ここに、編修官長の専管事項であった本文執筆が、編修官を含めて分業化されたのである。

しかし、それでも編修作業の進捗振りは芳しくなく、大正七年に定められた向こう十ヶ年で御紀の完成に漕ぎ着けることは到底不可能と判断された。そのため、さらに五ヶ年の事業延長（最終年月は昭和六年六月）が図られた。そして大正十五年五月、編修方針をめぐって金子総裁（大正十一年四月就任）と意見を異にした竹越編修官長は辞職し⁽²¹⁾、東京帝国大学教授を定年退官した三上参次がその後を襲った。以来、三上は『明治天皇紀』の編修作業を、さらにその完成後は公刊明治天皇御紀編纂長として『公刊明治天皇御紀』のそれを統轄したのである⁽²²⁾。

三上はいわゆる正統史家として、竹越編修官長時代に広がり過ぎた御紀本文の記述、とりわけ時代背景の記述範囲を縮小し、編修作業のスピード・アップを図ったといわれている²³。

認められた事業の延長は五年間という限られた期間であったため、資料の収集は竹越編修官長の時代にもまして積極的・具体的に実施された。外務省記録類の調査・収集も、編修官補が中心となって行われている。

【別表】で見る限り、資料の借用については昭和二年が三回、昭和三年・昭和四年・昭和七年・昭和八年が各一回（累計七回）となっている。一方、閲覧については大正十五年（五月以降）・昭和四年に各三回、昭和二年に四回、昭和三年に九回、昭和五年に七回、昭和六年に五回、昭和七年に二十四回、昭和八年に十八回（累計七十三回）実施された。借用や書面回答、あるいは寄贈や購入による資料の収集が多かった竹越編修官長時代に比べ、閲覧の回数が格段に増えていることがわかるだろう。また、御紀完成の前年から集中的に閲覧調査が行われていることも注目される。

これは本文の執筆が漸次進捗していく中で、調査を必要とする事項がより明確且つ具体的になっていったからだとも考えられる。しかし何よりもまず、金子総裁が宮内大臣一木喜徳郎に上申した結果、昭和五年十月、編修事業がさらに延長され、向こう二年間で御紀の完成を目指すに至ったことが最大の要因であろう。これにより、翌年六月、御紀本文の第一次草稿を一応脱稿した編修局は、その後第二次稿本等の補正編修に全力を傾注、最後の追い込みに入ったのである。

こうして昭和七年には、韓国の保護国化の過程、日露講和条約締結経緯、南満洲鉄道に関する桂・ハリマン覚書、日清協約締結経緯、在外日本公使館

の大使館への昇格等に関して、編修官補の堀田喜慶・松本勝三・岡田実や、嘱託の竹内栄喜が外務省記録を閲覧し、これを謄写したのであった。その他、外国の元首や皇族の名前とその発音、あるいは在外使臣の帰国や帰任の日時等についても照会がなされた。

昭和八年には大津事件、条約改正（関税自主権の回復）、第一回・第二回日露協約、防穀令事件、第一回・第二回・第三回日英同盟、辛亥革命、日本人移民のハワイ上陸拒絶事件、米布合併などについて閲覧調査が実施された。九月二十日には「明治天皇崩御ニ対スル世界ノ輿論」に関する文書について閲覧が申請されており、同月三十日の御紀の奉呈直前まで調査が行われていたことが知られよう。これはことによると、公刊明治天皇御紀の編修開始を見越した資料調査であったのかもしれない。

3 機密保持の要請

ところで、編修局のスタッフが外務省記録を閲覧調査するに当たって、外務省から特に要請されたのは機密の保持であった。大正十年六月十日、前記「外務省記録類輯総目録」二巻の貸与に際しても、外務次官埴原正直は公信案の欄外に「不取敢機密ニ属セサル分ノ目録ノミ送付アリ度、機密ノ分ハ別ニ閲覧方協定候」と記している²⁴。埴原の記す閲覧協定とは、同月二十三日、内田外相名義の公文を通じて編修局に要請された左記の事項と考えられる【図版③】。

記録閲覧方ニ関スル件

今般貴局ニ於テ明治天皇紀編纂上為御参考、当省記録書類ノ一部ヲ貴局編修官ニ於テ閲覧ノコトト相成候ニ付テハ、為念左記条項ヲ編修官其他

関係者へ御示達相成、他日行違又ハ手落等ノ事無之様致度、此段得貴意候也。

記

- 一、当省へ派出ノ編修官並編修事務ニ服スル者ハ勿論、其他ノ貴局員ニ於テモ当省所蔵ノ記録又ハ其ノ写取りニ抛リ知得シタル事項ハ、総テ職務上ノ機密ト心得、貴局関係者以外一切他ニ之ヲ洩ササルコト。
- 二、当省へ派出ノ上記録書類中ヨリ写取りタル書類ハ、一応当省文書課長又ハ其ノ指定スル代理者ノ承認ヲ経タル上ニアラサレハ、之ヲ省外ニ帯出セサルコト。
- 三、右閲覧又ハ写取ノ記録書類ヲ取材トシタル文書ヲ公表セラルル場合ニハ、前項ノ承認ヲ経タルモノト雖、其ノ公表ニ先チ尚一応当方へ協議セラルルコト。以上²⁵

すなわち、記録の閲覧・謄写により取得した情報の局外への漏洩禁止、謄写資料の省外帯出に際しての外務省担当官による検閲、閲覧・謄写資料に依拠した文書の公表に際しての外務省への事前協議、以上三点が求められたのである。なお、本公文には「此ノ部謄写ノ上、各部へ配付ス」との頭注があることから、写が編修局内の各部に配られたことがわかる。

翌月、編修局が「条約改正調査報告集」第一巻を借用した際にも、外務大臣官房文書課長松原一雄は通商局の意見に基づき、「報告集ハ機密取扱ヲ要スル」ので、前記の要請公文に準じて措置するよう求めているし、昭和二年二月に編修官補佐藤威徳が閲覧した「明治三十四年一月以降露清密約関係書類」の謄写資料は、外務省の検定を経た後に引き渡されている。²⁷ なお、謄写資料の検閲には、外務省文書課の理事官石川清、属の原田成雄、宮野義治が

これに当たった。

ついで昭和五年十一月、編修局が辛亥革命関係記録を調査のため編修官補松本勝三の派遣について照会すると、外務省側は前述の要請公文写を添付の上、わざわざ幣原外相名の左記公文を金子総裁に送ったのであった。

御照会ノ明治四十四年清国革命動乱ニ関スル記録、殊ニ同伴記録中上奏並閣議決定文書等ヲ含ムモノノ多クハ、当省内部ニ於テモ特別厳秘ノ取扱ヲナシ居ル次第ナルニ付、右閲覧者トシテハ編修官ヲ派遣セラルル様致度、尚其ノ謄写員モ特ニ確實ナル人物御選派相成度、此段申進ス。²⁸

この要請に基づき、松本編修官補に代わって編修官上野竹次郎が外務省に赴き、記録を閲覧・謄写することになったのである。²⁹

さらに昭和七年一月、編修局が第一回日英同盟条約に関する所蔵書類の閲覧・謄写を外務省に申し出たところ、外務大臣官房文書課長栗原正は左記の公文を臨時帝室編修局事務官藤井宇多治郎に送っている。

御希望ニ対シテハ当方ニ於テ何等異存無之モ、御承知ノ如ク本件記録ハ最モ外交上ノ機微ニ涉リ極秘ニ属スルモノナルニ付、貴局員御差向ノ際ハ特ニ其ノ辺御考慮ノ上、事務官級ノ係官御選任相成様致度、此段回答申進ス。³⁰

かつて日本外交の「骨髄」といわれた日英同盟に関する記録であることから、外交上の最高機密文書であることは当然であつたろうが、加えて昭和七年当時、満洲事変をめぐって日英両国が対立していたことも、記録の閲覧謄写に当たって、外務省側が編修局の注意を喚起した一因であつたのかもしれない。

三 写本の作成

それでは、外務省記録類の調査と収集を通じて、編修局はどのような写本を作成していったのであろうか。現時点において確認できる限り、八十冊に上る写本が作成されたようであるが、ここでは紙幅の関係から代表的な写本を紹介するに止めたい。

【別表】を見ていくと、まず目録類では、大正六年十月に借用した「皇國駐劄外国使臣履歴」三冊及び「皇國駐劄外国使臣履歴附録」二十五冊の写本としては、『皇國駐在外国使臣履歴』天・地・人（識別番号 34803～34805 旧函架番号 明 270）及び『皇國駐在外国使臣履歴附録』巻一～巻二十五（34806～34830 明 270）がある。管見の限り、この二件が最も古い写本である。また、渡辺編修官補が借用した「外務省記録類輯総目録」に基づき、『外務省文書目録』（34513 明 141）が作成されている。

次にテーマ別に見ると、朝鮮壬午事件、防毅令事件、条約改正、三国干渉、米布合併、露清密約、北清（義和団）事変、日英同盟、日露戦争、対米・対加日本人移民排斥、アメリカによる満洲鉄道中立化提案、辛亥革命など、明治時代の重要な外交問題に関する写本が作成されていることが確認できる。

なかでも最も多くの写本が作成されたのが、条約改正問題である。明治時代最大にして最長期間にわたる外交懸案であり、御紀本文の全期間に関わる事項でもあったため、大隈重信・榎本武揚の各外相時代に関する写本や、最惠国約款・領事裁判権・関税自主権などの問題毎の写本も作成された。もつとも条約改正の記録は膨大な分量であったため、外務省が記録に依拠して作

成した執務参考資料、いわゆる調書も少なからず収集された。

例えば、『本邦ニ於ケル領事裁判権撤去始末』（36031 明 838）は、調書「条約改正調査報告」第十号（明治四十二年六月印刷）をもとに作成された写本であり、井上・大隈・青木・榎本・陸奥の各外相在任期における領事裁判権撤廃交渉の経過を略述している。そして本書の見返しには、大正十年十月に外務省において幸田編修官が採集し、岡見寛吉が謄写の後、渡辺編修官補が校正したことが記され、さらに「本書ノ取扱ニ関シテハ、外務省文書課長ヨリ大正十年七月文機密第二二二号ヲ以テ注意アリ」と、前述の機密取扱を要請されていたことが確認できる【図版④】。また、『外国人ノ土地所有権ニ関スル交渉始末』（34509 明 138）並びに『関税協定ニ関スル談判始末』二冊（34580～34581 明 176）の見返しにも上記と同趣旨の記述が認められる。

このほか、調書の写本としては、北清（義和団）事変に関する『清国事変要録』（35087 明 551）や、日露戦争に関する『日露事件日記 日露事件要報抄出』（36222 明 722）などが挙げられるが、前者は編修局が当初寄贈を申請したものの、残部僅少のため借用と閲覧謄写を繰り返した結果、作成されたものである。

三国干渉に関わる『遼東半島還附一件』（37406 明 979）は、昭和六年三月に「明治二十八年遼東半島還付二関スル件」について閲覧申請した結果、その翌月に作成された写本である。本書の見返しには、雇の湧井チセが謄写し、資料閲覧者の沢辺編修官補が校正した旨の記載のほかに、『遼東半島還附一件』第三卷及第四卷ノ内ヨリ抄録セルモノナリ。尚、談判筆記第壹回ハ当局所蔵『秘書類纂 日清事件七』ニアレバ採ラズ」とあって、外務省記録と秘書類纂を参照しつつ作成されたことが確認できる。

『清国革命資料』(3588 明552)は、収録された資料を見ると、内大臣府文書(閣議決定書)のほか、外務省から嚴重取扱注意を要請された、「清国革命動乱ノ際ニ於ケル帝国ノ対清政策並ニ態度關係雜纂」「清国革命動乱ノ際ニ於ケル官革協商一件」「清国革命動乱ノ為同国政体改新並ニ官刃情報關係雜纂」、以上三件の外務省記録を利用していることがわかる。

こうした重要記録の写本を作成することによって、複雑多岐にわたる外交問題の核心部分を端的に把握し、簡にして要を得た御紀本文の記述ができるようになっていったと考えられる。

四 御紀本文への反映と『明治天皇紀』の完成

次に外務省記録類やその写本が御紀の編修にどのように利用されたかを見ていこう。これも紙幅の關係から二、三の事例を挙げるだけに止めたい。

例えば、『満洲鉄道ノ中立ニ関シ米國ヨリ提議一件』(3672 明852)は同一書名の外務省記録に基づいて作成されたものであるが、この写本は明治四十三年(一九一〇)一月十三日条に反映された。ここでは、

外務大臣伯爵小村寿太郎、天皇に御座所に謁し、米國の提議に係る満洲鉄道中立問題に關し奏する所あり、

と、小村外相の拝謁と奏上内容が侍従日録と徳大寺実則日記を用いて書かれた後、もう一つの外務省記録「南滿洲鉄道経営ニ関シハリマント交渉一件」と、『米國の対支経済政策』と題する書籍によって、本件問題の経緯が紀事本末体の形式で記述されている。この本文の典拠資料を編綴した『明治天皇御紀資料稿本』(1196(81463 秘11296)には、綱文「外務大臣伯爵小村

寿太郎拝謁」の典拠資料を列挙した部分に、付箋「外務省ノ文書増補ノコト」が貼付されている【図版⑤】。

既述の通り条約改正については多くの資料が調査・収集されたが、例えば前述の『本邦ニ於ケル領事裁判權撤去始末』は、明治十五年六月一日条(井上馨外務卿から第十一回条約改正予備會議へ提出の条約改正案細目)、十七年八月四日条(井上外務卿から各国公使へ交付の条約改正に関する覚書)、十九年五月一日条(条約改正會議の再開)、六月十五日条(英独両国公使提出の条約改正修正案)、二十年四月二十二日条(条約改正會議における裁判管轄案の議決)、二十一年十一月二十六日条(大隈重信外相の条約改正案)、二十六年七月十九日条(陸奥宗光外相の条約改正案の裁可)、以上七ヶ所にわたる本文の典拠資料の一部として採用された。

もう一つ、外務省から嚴重取扱注意を要請された、辛亥革命關係の記録やその写本『清国革命資料』は、明治四十四年十月二十五日条(革命勃発への対策に關する西園寺公望内閣總理大臣と内田外相の上奏)、十一月二十八日条(革命に對する英國政府の意向打診)、十二月二十四日条(対清政策に關する元老會議と閣議)、十二月二十六日条(清國の政体自決を靜觀の閣議決定)、四十五年一月二十二日条(伊集院彦吉公使と袁世凱總理との清國の政体変革をめぐる意見交換の顛末に關する内田外相の奏上)、二月十二日条(清朝滅亡)の記述に利用された。以上のような外務省記録類の調査と、それに基づいて作成された写本によって、『明治天皇紀』の外交關係の本文は執筆され、その完成度を高めていった。外務省所蔵資料とその写本は、侍従日録等の基礎資料によって執筆された御紀本文をさらに肉付けするための資料にはかならなかった。

昭和八年九月三十日、完成した『明治天皇紀』全二百六十巻が附図一帙と

ともに昭和天皇に奉呈された。まさにその日、金子総裁から外務省に左記の札状が送られている。

謹啓 秋冷之候益々御清穆慶賀之至ニ存候。扱当局に於て明治天皇紀編修中之処、此の程漸く御紀二百六十巻編成の功を竣へ、本日闕下に奉呈仕候。右編修ニ就てハ予て種々御高配に預り、貴重なる資料御供与被成下、編修上益を得候所不尠、洵に感謝之至に不堪候。今般廢局に臨み、謹て御挨拶申進候。

昭和八年九月三十日

臨時帝室編修局総裁子爵金子堅太郎

外務省

御中

おわりに

これまで見てきたように、編修局による外務省記録類の調査・収集については、当初は借用や受贈といった手段が主流であったが、編修方針の確立に伴って調査事項が広がっていったことや、機密性の高い記録類を調査する必要もあって、閲覧・謄写という手段が徐々に増えていった。

重要な外交問題については、当然のことながら外務省記録の反覆調査も行われたが、その量は膨大であったため、記録に依拠して外務省が作成した、いわゆる調書も少なからず収集された。なお、重要な外交問題であればそれだけ機密性の高い記録類も多く、編修局が知り得た情報については外務省から機密保持を要請されていたことは既述した通りである。ちなみに、宮内省

及び外務省の各起案文書を比較すると、編修局においては当初金子副総裁や藤波御用掛の花押や決裁印が多く見られるものの、編修作業が進むにつれて股野・竹越・三上の歴代編修官長のそれが圧倒的に増えていったことがわかる。一方、外務省においては基本的には文書課の所管事項として処理されていたものの、重要な機密事項の伝達に当たっては次官決裁を経て外務大臣名の公文が發送された。

借用や謄写を通じて収集した資料に基づき、編修局は写本を少なからず作成した。写本作成の要否の基準は必ずしも判然としないが、現存する写本を見る限り、それはいずれも重要且つ長期にわたる外交問題であったことは疑いを容れない。そして写本は相当数の個所の本文の典拠となった。

『明治天皇紀』完成後の昭和九年七月二日、元臨時帝室編修局残務整理員が免じられ、新たに公刊明治天皇御紀編修委員会が発足した。この公刊明治天皇御紀の編修開始に伴い、外務省記録類の調査は継続されることとなった。しかし実際には昭和十年十二月二十七日、「明治四拾年十二月我国政府ヨリ米国政府ニ致セル移民制限ニ関スル覚書（俗ニ日米紳士協約ト云）」の閲覧・謄写のため、編纂書記堀田喜慶が外務省に赴いたのが、公文書上に見える最後の閲覧調査となった^②。

注

(1) 『明治天皇紀』の編修作業の展開と臨時帝室編修局本の形成については、堀口修『明治天皇紀』編修史料の一斑」、『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十七号、令和二年、三〇九頁を参照。

(2) 堀口修『明治天皇紀』編修と金子堅太郎」、『日本歴史』平成十五年六月号、一〇一九頁。なお、武部敏夫「明治天皇紀の編修構想」、日本歴史学会編

- 集『日本歴史 別冊 伝記の魅力』（吉川弘文館、昭和六十一年、六七～七〇頁）を参照。
- (3) 藤波については、柴田紳一「藤波言忠伝」（藤波家文書研究会編『大中原祭主藤波家の歴史』、続群書類従完成会、平成五年、二二五～二七七頁）を参照。
- (4) 大正六年九月二十九日付臨時帝室編修局御用掛藤波言忠発外務大臣官房文書課長吉田茂宛臨時帝室編修局第一三七号、外務省外交史料館所蔵外務省記録Z210412『諸修史関係雑件 明治天皇紀編纂資料関係』。宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵『明治天皇紀編修録』大正六年・臨時帝室編修局（識別番号11261）、第一九号「外務省関係文書閲覧借用並返戻ノ件」。なお、本公文では吉田茂の官職を外務大臣官房文書課長と記しているが、正確には外務大臣官房文書課長心得である。以下、特にことわらない限り、引用史料は前記外務省記録、及び『明治天皇紀編修録』の各年次所収の文書である。
- (5) 大正六年十月四日付吉田茂藤波宛文送第一八三号。同年十月六日付臨時帝室編修局発外務省宛臨時帝室編修局第一四〇号。なお、本リストは翌年四月五日に返却された（大正七年四月五日付藤波発吉田茂宛臨時帝室編修局第五七号）。
- (6) 大正六年十月六日付臨時帝室編修局発外務省宛臨時帝室編修局第一四〇ノ二号、大正七年十二月二十七日付臨時帝室編修局発外務省文書課宛臨時帝室編修局第二二六号。
- (7) 大正六年十一月十三日付藤波発外務次官幣原喜重郎宛臨時帝室編修局第一九三号。
- (8) 借用資料は、編修局が関東大震災の被害に見舞われなかったため、焼失・散逸を免れた（大正十二年十月九日付臨時帝室編修局事務官事務取扱豊原資清発外務大臣官房文書課宛公文）。
- (9) 股野をはじめ歴代編修官長の御紀編修方針については、渡辺幾治郎『明治史研究』（楽浪書院、昭和九年、三七〇～三九〇頁）、第二章 明治天皇紀編修二十年 編修経過と感想」を参照。
- (10) 宮内庁『明治天皇紀』第十二、吉川弘文館、平成十三年、後記。
- (11) 大正八年六月二十六日付臨時帝室編修局副總裁金子堅太郎発幣原宛臨時帝室編修局第一二八号。
- (12) 『明治天皇紀』第十一、後記。
- (13) 宮内公文書館所蔵『編修事業録』二、大正三年～昭和八年・臨時帝室編修局（11629-2）、第一号「明治天皇紀編修事業経過概略正本」。
- (14) 大正十年五月二十一日付金子発外務大臣内田康哉宛臨時帝室編修局第一五五号。
- (15) 大正十年五月十九日付金子発内田宛臨時帝室編修局第一五三号。
- (16) 各部の担当年は、第一部が嘉永五年～明治十四年、第二部が明治十五年～明治三十一年、第三部が明治三十二年～明治四十五年である。
- (17) 大正十年五月二十八日付金子発内田宛臨時帝室編修局第一五九号。
- (18) 大正十年六月十日付内田発金子宛文普通第二二七号。
- (19) 大正十一年六月十日付臨時帝室編修局総裁金子堅太郎発内田宛臨時帝室編修局第一四八号。
- (20) 宮内公文書館所蔵『編修事業録』一（11629-1）、第三号「編修会議録 自大正十年五月至同十四年六月」。
- (21) 高坂盛彦『ある明治リベラリストの記録―孤高の戦闘者 竹越與三郎伝―』、中央公論新社、平成十四年、一三三～二四一頁。堀口修「越後の才人竹越与三郎」、『古文書研究』平成十六年九月号、七九～八五頁。
- (22) 拙稿「歴史学者三上参次と帝王学―修史事業とのかかわり―」（國學院大學日本文化研究所編集・発行『日本文化を知る講座』第二集、平成十四年、二八八～二九三頁）、同「三上参次の進講と昭和天皇―明治天皇の聖徳をめぐって―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第十五号、平成七年、一九～四四頁）を参照。
- (23) 三上は「明治天皇御紀の編纂について」（『歴史教育』昭和九年二月号、七～二二頁）の中で、編修官長の時代を「可なり忙しかつた」と回顧した上で、

「私の感想は、或る家へ後妻に来たやうなものである。其家は可なり複雑で、金子々爵と云ふ総裁は相当に喧しい姑婆さんである。それから先妻の子としていづれも一癖ある編修官が揃つて居る。さうしてもはや編修の体例等はちやんと具つて居る。即ち所謂其家の家風と云ふものが定まつて居る。其処へ私が後妻に行つたのであるからして、随分辛くもあつた」と述べている。

(24) 大正十年六月十日付内田発金子宛文普通第二二七号案。

(25) 大正十年六月二十三日付内田発金子宛文機密送第一九七号。外務省側の決裁文書の欄外には「当事業ハ今後数年ノ継続事業ナル由」との鉛筆による注記がある。

(26) 大正十年七月二十九日付外務大臣官房文書課長松原一雄発豊原宛文機密第二二二二号。

(27) 昭和二年五月十九日付外務大臣官房文書課長岩手嘉雄発豊原宛文普通第二七一号。

(28) 昭和五年十二月五日付幣原発金子宛文機密第六三〇号。

(29) 昭和五年十二月六日付臨時帝室編修局事務官藤井宇多治郎発外務大臣官房文書課長栗原正宛臨時帝室編修局第三三〇号。

(30) 昭和七年一月十二日付栗原発藤井宛文機密第一二二号。

(31) 昭和六年三月二十七日付藤井発栗原宛臨時帝室編修局第六四号。

(32) 昭和十年十二月二十一日付公刊明治天皇御紀編纂長三上参次発外務大臣官房文書課長寺島広文宛公刊明治天皇御紀編修委員会第七三三号。

【別表】臨時帝室編修局（公刊明治天皇御紀編修委員会）調査記録

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧謄写)
大正6年	自明治十三年至同四十三年本邦各国外交官リスト 1冊	借用	9月29日借用申請 10月4日借用	大正7年4月5日返却	
	皇国駐劄外国使臣履歴 3冊	借用	10月6日借用	大正7年12月27日返却	
	皇国駐劄外国使臣履歴附録 25冊				
大正8年	御親電	義和団関係書類	6月26日閲覧申請		
	兵庫外国人居留地一件 6冊 兵庫在留外国人遊歩規則一件 1冊 兵庫開港一件 7冊				
大正9年	明治五年秘露奴隸解放事件	閲覧	5月28日閲覧申請		編修官 池辺義象・幸田成友・木寺柳次郎 編修官補 大原重明・名和仁一・渡辺幾治郎・沢辺復正
	明治六、七年台湾蕃地征討事件ニ付清国、英国及米国トノ交渉				
明治十五年及十七年朝鮮事件					
明治二十七、八年日清戦役前後ノ外交関係					
明治三十二年万国平和会議					
明治三十三年北清事件					
明治三十五年日英同盟締結					
明治三十七、八年日露戦役前後ノ外交関係					
明治初年ヨリ三十二年ニ至ル条約改正書類					
欧文図書目録					
外務省和漢図書分類目録 4冊	受贈		6月6日礼状発送		
外務省記録類輯総目録 第一巻・第二巻 2冊	借用	6月10日借用 6月22日借用証交付 (編修官補沢辺復正)		編修官池辺義象ほか3名	

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
皇国駐在外国使臣履歴 天、地、人	3	34803~34805 明 270	天(米利堅合衆国・荷蘭国・露西亞国):墨書、70丁 地(不列顛国・仏蘭国・葡萄牙国・独逸国):墨書、54丁 人(白耳義国・伊太利亞国・丁抹国・西班牙国・瑞典那威国・澳地利国・布哇国・秘魯国・清国・朝鮮国):墨書、44丁
皇国駐在外国使臣履歴附録 卷一~卷二十五	25	34806~34830 明 270	墨書 卷1:140丁 卷2:115丁 卷3(以上、米利堅之部):145丁 卷4(荷蘭国之部):137丁 卷5(露西亞国之部):173丁 卷6:119丁 卷7:126丁 卷8(以上、不列顛国之部):160丁 卷9:95丁 卷10(以上、仏蘭西国之部):117丁 卷11(葡萄牙国之部):64丁 卷12:73丁 卷13(以上、独逸国之部):122丁 卷14(白耳義国之部):78丁 卷15(伊太利亞国之部):129丁 卷16(丁抹国之部):57丁 卷17(西班牙国之部):46丁 卷18(瑞典国之部):41丁 卷19(澳地利国之部):90丁 卷20(布哇国之部):32丁 卷21(秘魯国之部):54丁 卷22(安政事情):64丁 卷23(朝鮮国之部):20丁 卷24(瑞西国之部):41丁 卷25(各国之部):113丁
本邦ニ於ケル領事裁判権撤去始末	1	36851 明 838	墨書、95丁 編修官幸田成友採集 大正10年10月採集 編修官補渡辺幾治郎校正 岡見寛吉謄写 機密取扱
外国人ノ土地所有権ニ関スル交渉始末	1	34509 明 138	墨書、61丁 編修官幸田成友採集 大正10年10月採集 編修官補渡辺幾治郎校正 山田本暢謄写 機密取扱
関税協定ニ関スル談判始末 一、二	2	34580~34581 明 176	一 墨書・ペン、184丁 二 墨書、145丁 編修官幸田成友採集 大正10年10月採集 編修官幸田成友(一、二)、岡見寛吉(一)、舞田敦(二)校正 山田本暢謄写 機密取扱
外務省文書目録	1	34513 明 141	タイプ、17丁 編纂員渡辺幾治郎採集 編纂従事員岡見寛吉謄写・校正

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧・閲覧)
大正11年	三十七年 清国倫貝勒殿下来朝一件 (第2門第4類第3項第43号) 1冊	閲覧	1月11日借用申請	(1月26日予て協定した通り係官が閲覧するよう希望)	編修官木寺柳次郎
	三十六年 万国平和会議開會一件 (第3門第1類第5項第1号) 1冊				
	明治卅九年以降大正元年ニ至ル日本駐在外交官リスト	閲覧	2月1日借用申請	(2月4日残部なきため、係官が閲覧するよう希望)	編修官補渡辺幾治郎
	日露事件要報 一〜七 (第4門政治第3類外交 外交文書第1085号〜第1088号、第2324号〜第2326号) 7冊	借用	3月8日借用申請 3月10日借用	大正15年1月22日返却	編修官木寺柳次郎
	幕末外交紀事本末		3月25日借用申請	(3月28日帝国大学に引き渡したため、収蔵なき旨の電話回答)	
	明治二十年外務大臣井上馨ノ条約改正会議無期延期通牒日附	閲覧及び書面回答受領	6月5日照会・閲覧申請 6月9日閲覧	(6月13日書面回答)	編修官補折井最一(閲覧)
	自明治九年 番号二、仏蘭西人叙勲雑件右ノ中 明治二十八年九月廿四日叙勲仏国海軍中将イヤシント、ローラン叙勲ノ件 (第5門賞勲及贈答第3類勲章部第1項帝国勲章)	謄写資料受領	6月10日閲覧申請	(6月22日謄写資料提供)	編修官渡辺幾治郎・編修官補折井最一による閲覧を申請するも、外務省事務室狭隘並びに書面回答済のため、調査取り止め
	自明治十八年 番号一九、独逸人叙勲雑件右ノ中 明治二十年九月廿四日叙勲独国外務大臣ヘルベルト、フラン、ビスマルク叙勲ノ件 (第5門賞勲及贈答第3類勲章部第1項帝国勲章)				
	条約改正会議無期延期ノ件 明治20年				
	清国事変要録(外務省編) 1冊	借用	7月13日寄贈願出 7月20日借用	大正13年3月10日返却(7月19日余部なきため貸与する旨回答)	
	秘魯国マリヤルツ船一件 (第4門第3類外交 外交文書第1758号) 1冊	借用	9月30日借用申請 10月4日借用	大正14年3月25日返却(10月3日マリヤルツ号関係書類全3冊の貸与は承諾するも、「唐国ヨリ送来候漂流人之儀ニ付書面」は内閣文庫へ先年移管のため収蔵なき旨回答)	
	秘魯国マリヤルツ船一件書類 第二、附録共合本 (第4門第3類外交 外交文書第1758号) 1冊				
全露西亜皇帝陛下ニ出シタル「マリヤルツ」船一件之弁論 (第4門第3類外交 外交文書第1758号) 1冊					
唐国ヨリ送来候漂流人之儀ニ付書面 (第4門第3類外交 外交文書第1755号) 2冊		9月30日借用申請			
明治二十一年外務大臣大隈重信条約改正ノ方針ヲ定メ国別談判ヲ開始シ先ツ独米ニ改正ニ関スル宣言書ヲ發セリ、其ノ月日ヲ明確ニ知り度シ	書面回答受領	10月6日照会・閲覧申請	(10月25日書面回答)	編修官渡辺幾治郎	

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
日露事件日記日露事件要報抄出		36222 明722	墨書、53丁
清国事変要録	1	35687 明551	タイプ、104丁
大隈外務大臣時代条約改正問題一件 独国之部 仏国之部上、下 一般的経過 米国之部 英国之部 露国之部	7	32007~32013	独国之部：ペン・タイプ、280頁 仏国之部上：ペン・タイプ、296頁 仏国之部下：ペン、191頁 一般的経過：ペン、63頁 米国之部：ペン・墨書、タイプ、293頁 英国之部：ペン・タイプ、176頁 露国之部：ペン・タイプ、127頁
大隈外務大臣時代条約改正問題一件 一般的経過	1	35524 明517	タイプ、22丁、(朱印)「公刊明治天皇御紀編修委員会」 編纂官渡辺幾治郎採集 編纂従事員岡見寛吉校正

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧謄写)
大正13年	「タイラー、デンネット」演説全文入手方ノ件	書籍購入	12月入手依頼	(大正14年5月6日書籍 Tyler Dennett, <i>Roosevelt and the Russo Japanese war.</i> 転送)	
大正14年	明治初年ヨリ同六年迄ノ朝鮮ニ関スル記録類	閲覧	1月22日閲覧申請	(1月26日閲覧室の関係上、来る28日以後の来省が好都合の旨回答)	編修官補布施秀治
	明治初年ヨリ同六年迄ノ琉球ニ関スル記録類		2月2日～閲覧		
	自明治五年至同八年秘露国マリヤルーズ船一件ニ関スル書類	閲覧	2月13日閲覧申請		編修官補熊谷小鷹
	明治十四年三月布哇国皇帝来朝明治天皇ニ謁見ノ次、亜細亜聯邦合従ノ策ヲ陳へ、其ノ盟主ト為リ給ハンコトヲ勸メ奉リシニ、十五年一月天皇御書翰ヲ以テ之ヲ謝絶シ給フ云々 以上三条公爵所蔵ノ文書ニ見ユ	閲覧	4月10日閲覧申請		
	明治五年露国皇子来朝一件書類	閲覧	5月6日閲覧申請		編修官補熊谷小鷹
	清国事変要録(外務省編)1冊	閲覧	9月12日借用申請	(9月14日残部なきため、来省の上閲覧謄写されたき旨電話回答)	編修官補村尾節三
大正15年	明治五六年ノ交外務卿副嶋種臣露国代理公使ト相会シ樺太問題ニ関シテ協議セシ際ノ書類	閲覧	3月26日閲覧申請 3月30日閲覧		編修官補永井直邦
	清国事変要録(外務省編)1冊	閲覧	8月21日閲覧申請 8月26日～閲覧		編修官補村尾節三(紹介) 堀元恭(謄写)
	明治十六、七、八年ニ亘ル清仏事件ニ関スル外交書類	閲覧	9月20日閲覧申請 9月28日～閲覧		編修官補須長真彦
	明治十七年十二月朝鮮事件並ニ明治十八年四月天津条約ニ関スル資料	閲覧	12月13日閲覧申請		編修官補須長真彦
昭和2年	明治三十四年一月以降露清密約関係書類	閲覧	2月18日閲覧申請		編修官補佐藤威徳
	通信全覧	借用	5月4日借用申請	(5月5日維新史料編纂事務局借用中のところ直接外務省より貸与する旨回答)	
	伊藤特派全権大使復命書 1冊	借用	5月14日借用申請 5月20日借用 6月18日借用期限	8月22日返却	編修官補渡辺幾治郎
	陸軍中将彰仁親王殿下軍事視察トシテ欧米両洲御巡回一件	閲覧	6月22日閲覧申請 6月27日閲覧	(6月25日、閲覧者は来る27日に出向されたき旨書面回答)	編修官補中島利一郎
	伏見宮貞愛親王殿下欧洲御巡回一件				
	第五門賞勲及贈答第三類第一項ノ内自明治十五年波斯国人叙勲雑件 一四号 1冊	借用	7月4日借用申請 7月8日借用(1週間借用)		編修官補森政恒
	第五門賞勲及贈答第三類第二項ノ内自明治十八年波斯国政府ヨリ本邦人へ勲章寄贈雑件 一五号 1冊				
	明治十九年条約改正予備会議議事筆記	閲覧	7月14日閲覧申請 7月15日閲覧		編修官補中島利一郎
	明治十五年ヨリ二十年ニ至ル条約改正ニ関スル書類				
	明治天皇ノ思召ニ依リ明治十八年五月二十九日外務省記録局長ノ名ヲ以テ「台湾蕃地処分書類抄録」五冊ヲ宮内省ニ提出ノ事有之候処、右ハ如何ナル思召ニテ該書類ノ提出ヲ命シ給ヒシモノニ候哉、其ノ事実	調査依頼	7月25日調査依頼		
明治八年特命全権公使上野景範ヲ西班牙国ニ差遣シ馬德拉的府ニ赴キ皇帝ニ謁シテ国書ヲ捧呈セシメ給ヒタル件	閲覧	10月14日閲覧申請		編修官補布施秀治	

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
清国事変要録		35687 明 551	タイプ、104丁
清国事変要録		35687 明 551	タイプ、104丁
通信全覧目録 附公文目録	1	35902 明 625	墨書、105丁

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧謄写)
昭和3年	明治三十六年八月二十二日大不列顛国内閣総理大臣侯爵ソールズベリーノ訃至ル、天皇「朕カ深ク痛惜スルノ情ヲ其ノ遺族ニ伝ヘヨ」ト小村外相ニ命ジ給フ、外相命ヲ奉ジ帝国政府ヲ代表シテ弔電ヲ発スルト同時ニ、同国駐劄特命全権公使林董ニ打電シテ聖旨ノ趣ヲ遺族ニ伝達セシメタル事項ニ関スル記録	閲覧	1月11日閲覧申請 1月13日閲覧		編修官補田中真弓
	本邦ニ於ケル最惠国約款ノ沿革 外務省編纂 1冊	閲覧及び借用	1月19日借用申請 1月26日借用	6月15日返却 (1月24日閲覧許可の旨電話回答、閲覧時に交渉の結果、貸与を承諾)	編修官補中島利一郎 (閲覧・借用)
	条約改正予備会議筆記録 明治十九、二十年	閲覧	1月26日借用申請	(貸与不能のため閲覧されたき旨回答)	
	明治廿七八年戦役ニ関スル記録文書	閲覧	5月14日閲覧申請 5月21日～閲覧	(5月17日、来る21日以降来省されたき旨回答)	囑託大原重明
	金玉均亡命一件	閲覧	9月22日閲覧申請 9月26日閲覧		
	明治三十八年四月六日朝鮮国王日露戦役ニ於ケル日本ノ克捷ヲ祝スル為、特派大使李載堧ヲ日本ニ差遣シテ親書ヲ捧呈セシメタル其ノ親書並訳文	閲覧	9月29日閲覧申請 10月3日閲覧		編修官補須長真彦
	明治三十八年九月二日明治天皇ヨリ「日露講和条約成立ニ付小村全権大使ヲ経テ伝達サレタル米大統領ノ祝電ニ対シ」御挨拶ノ御親電ヲ発シ給ヘル事実有之候処、右明治天皇御親電写並大統領祝電写	閲覧	10月10日閲覧申請		編修官補松本勝三
	外国人叙勲雑件 1冊	閲覧	10月16日閲覧申請 10月18日閲覧		編修官補熊谷小鷹
自明治廿一年至明治廿二年条約改正書類	閲覧	11月17日閲覧申請 12月1日～閲覧		編修官補深谷博治	
昭和4年	明治十二年琉球処分ニ就キ清国ト交渉ノ件	閲覧	5月23日閲覧申請 5月27日～閲覧		編修官補熊谷小鷹・永井直邦
	明治十二年五月三十日独逸皇孫ニ賜ハリタル勅語ノ内ニ独乙皇室ノ不幸御慰問ノコトアリ、右ニ関スル件				
	明治十二年八月十四日函館滞留独逸皇孫ノ誕生日ニ付、御祝辞御贈進ニ関スル件				
	明治十二年九月五日埃国弁理公使朝見ニ関スル件	閲覧	5月30日閲覧申請		編修官補深谷博治
	明治時代ニ於ケル日本ト土耳其トノ国際関係	閲覧	5月30日閲覧申請		編修官補深谷博治
明治二十三年九月十六日土耳其軍艦エルトグロール号紀州大島沖ニテ沈没ノ件	閲覧	12月20日閲覧申請		編修官補永井直邦	
明治十三年二月ブルガリア国公書ヲ上リ即位ヲ報ゼン件	閲覧	12月20日閲覧申請		編修官補永井直邦	
明治十三年四月ベルギー国独立五十年期ニ付祝書及勲章御贈進ノ件	借用		昭和5年2月5日返却		
条約改正参照書	借用		昭和5年2月5日返却		
昭和5年	明治四十三年六月来朝ノ印度王族(公文書ニ『印度モアバンジノ、マハラジャー殿下 Morbhanj His Highness Maharja』トアリ)ノ実名	回答受領	5月16日照会 5月22日回答受領	(5月22日不明の旨回答)	

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
本邦ニ於ケル最惠国約款ノ沿革	1	36852 明 839	タイプ、124丁 編修官渡辺幾治郎採集 昭和3年1月採集 雇有田利雄校正 タイピスト中堀利恵謄写
条約改正参照書 一、二	2	35518~35519 明 513	一：タイプ・墨書、135丁 二：タイプ・墨書、134丁 編修官渡辺幾治郎採集 昭和4年9月採集 雇佐藤威徳校正 雇内納光・筆生織部辰雄謄写

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧謄写)
昭和5年	明治十四年一月五日新年宴会、同年二月十一日紀元節宴会ニ外国公使総代奉答文	閲覧	5月24日閲覧申請	(記録所蔵なき旨電話回答)	
	明治十四年三月十三日在清公使穴戸璣帰朝復命書				
	青木外務大臣時代条約改正問題一件	閲覧	6月5日閲覧申請		編修官補深谷博治
	榎本外務大臣時代条約改正問題一件		7月2日～閲覧		
	明治二十七年二月二十一日仏国陸軍大臣オーギュスト、メルシエーヲ勲一等ニ叙シ旭日大綬章ヲ贈与シ、同国参謀総長ラウル、フランソワ、シャール、ル、ムウトン、ド、ボワデツフルヲ勲一等ニ叙シ瑞宝章ヲ贈与セラレタルハ何等ノ勲功ニヨリシカ其ノ事情ニ就テ	書面回答受領	6月9日調査依頼 6月13日書面回答受領	(6月13日両名が日本の軍事上に斡旋尽力し裨益を与えたための叙勲である旨を書面回答)	
	明治四十年九月加奈太バンクーバーニ於ケル日本人排斥運動ノ事情	閲覧	6月11日閲覧申請 6月13日閲覧	(6月19日閲覧謄写資料を手交)	編修官補松本勝三
	明治四十三年五月大不列顛国皇帝崩御ニ関スル件	閲覧	6月27日閲覧申請 6月30日閲覧		編修官補松本勝三
	明治二十八年二月十三日独逸聯邦メクレンブルグ公フリードリッヒ、キルヘルムヲ勲一等ニ叙シ旭日桐花大綬章ヲ贈ラレタル事由	書面回答受領	7月12日照会 7月16日回答受領	(7月16日当時の記録なきため、宮内省に照会されたき旨書面回答)	
	明治四十一年五月日露戦役ニ於ケル露国戦死者記念碑落成ニ就キ乃木陸軍大将御差遣ノ件	閲覧	8月12日閲覧申請		編修官補須永真彦
	明治四十一年二月ポルトガル皇帝ノ暗殺セラレタル件	閲覧	11月27日閲覧申請 12月2日閲覧		編修官補松本勝三
明治四十四年清国革命動乱ノ件	閲覧	11月27日閲覧申請 12月6日閲覧再申請 12月9日閲覧	(11月27日閲覧申請に対し、12月5日機密書類多きため、編修官を派遣するよう要請)	編修官上野竹次郎	
明治四十二年三月四日米国大統領タフト就任ノ祝典ニ際シ天皇陛下ヨリ御祝電ヲ発セラレタル件	閲覧	12月3日閲覧申請		編修官補松本勝三	
昭和6年	明治四十二年五月二十九日倫敦「タイムズ」外務主任バレンチン・チロル、同北京通信員ドクトル・モリソン鳳凰閣ニ於テ謁見、勅語ヲ賜フ、右ハ外務大臣ノ奏薦ニ由レルモノナルガ奏薦ノ理由	閲覧	1月26日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治二十八年遼東半島還付ニ関スル件	閲覧	3月27日閲覧申請		編修官補沢辺復正
	明治四十三年十月三日英国特命全權大使マクドナルド皇帝崩御ト新皇帝即位トヲ報道ス、右新皇帝ノ御親書文	閲覧	5月13日閲覧申請 5月19日閲覧		編修官補松本勝三
	明治四十三年十月二十四日暹羅国皇帝崩御ニヨリ弔電ヲ発シ給フ、右電文				
	明治四十四年九月(カ)我遣英艦隊鞍馬、利根、伊太利国ゼノア碇泊中、同国皇室ヨリ厚遇セラレタリシヲ以テ之ニ謝スル御親電ヲ発セラル、右電文				
	明治三十三年以降露清密約ニ関スル件	閲覧	8月7日閲覧申請 9月5日閲覧		編修官補松本勝三
	明治十五年朝鮮事件	閲覧	12月7日閲覧申請		編修官補深谷博治
明治三十五年一月三十日調印セル日英同盟条約ニ関スル件	閲覧	1月8日閲覧申請	(1月12日閲覧支障なきも、極秘記録のため事務官級の係官を選任ありたき旨書面回答)		

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
榎本外務大臣在職中条約改正ニ関スル処理沿革	1	35532 明 520	墨書、161丁
明治四十年晚香坡ニ於ケル邦人排斥事件	1	37033 明 885	タイプ、40丁 朱印「公刊明治天皇御紀編修委員会」
葡国ノ兇変及政治ニ関スル報告		36854 明 841	タイプ、31丁
清国革命資料	1	35688 明 552	タイプ、87丁
遼東半島還付一件抄録 明治二十八年談判筆記	1	37406 明 979	タイプ、34丁 昭和6年4月採集 編修官補沢辺復正校正 雇湧井チセ謄写
明治十五年朝鮮事件抄録	1	37023 明 879	タイプ、103丁 昭和6年12月採集 編修官補深谷博治謄写

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧膳写)
昭和7年	明治三十七年五月韓国ガ露国トノ条約ノ廃棄ヲ宣言ノ件	閲覧	3月15日閲覧申請 3月29日閲覧		編修官補堀田喜慶
	明治六年米国人ヘボンヨリ我天皇陛下ニ経典献上ニ関シ、本邦駐劄同国公使アロングノ所置不当ナリトテ、米国政府同公使ヲ処分セントセル際、我政府同公使ノ留任ヲ米国政府ニ勧告ノ件		4月25日閲覧申請	(4月28日当該関係書類所蔵なき旨電話回答)	
	明治三十八年四月韓国ガ通信機関ヲ我政府ニ委託セル件	閲覧	5月30日閲覧申請	(6月7日謄写許可)	編修官補堀田喜慶
	仏国政府安南事変ニ付、明治十七年十二月我政府ニ同盟ヲ提議ノ件	閲覧	6月2日閲覧申請		
	明治三十八年四月露国政府波羅の艦隊カムラン湾投錨ニ関シ我政府ヨリ仏国政府ニ抗議ノ件	閲覧	6月4日閲覧申請		
	明治三十八年十一月以後在英米独仏ノ我公使館ヲ大使館ニ陞格ノ件	閲覧	6月7日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治三十八年六月頃米大統領日露両国ニ対シ講和勧告ノ件	閲覧	7月6日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治三十五年二月日英同盟成立ニ尽力ニ付、英国総理大臣ソルスベリー以下叙勲ニ関スル件		7月8日閲覧申請	(7月12日記録なき旨電話回答)	編修官補堀田喜慶
	明治三十八年中駐英特命全権公使林董ノ帰国及帰任ノ月日	電話回答受領	7月8日調査依頼	(7月12日記録になき旨電話回答)	
	明治六年六月在任ノ瑞西国大統領ノ名	電話回答受領	7月22日調査依頼	(7月25日電話回答)	
	明治五年十月来朝ノ露国皇子アレキシス・アレキサンドロウイチ並ニ同六年九月来朝ノ伊国皇甥トーマス・エルベルトノ名ノ原語並ニ其ノ発音	電話回答受領	8月6日調査依頼	(8月8日電話回答)	
	明治三十八年一月高橋是清外債募集ノ任ヲ終ヘテ帰朝シ之ヲ政府ニ報告セル結果、公債募集ニ尽力セン外人ヲ叙勲ノ件	閲覧	8月9日閲覧申請 8月13日閲覧	(8月12日、翌日来省すべき旨電話回答)	
	明治四十一年二月一日葡萄牙皇帝カルロ第一世暗殺ニ関スル件	閲覧	8月16日閲覧申請 8月18日閲覧		編修官補堀田喜慶
	明治四十一年二月日本商船第二辰丸事件				
	明治二十七八年韓国内政改革ニ関スル交渉雑件 井上公使在職中	閲覧	8月18日閲覧申請	(8月19日閲覧支障なきも、堀田編修官補来省中のため、閲覧終了後に閲覧させるべき旨電話回答)	
	明治元年閏四月一日英国特派全権公使「パークス」ノ上レル国書原文	閲覧	8月19日閲覧申請	(8月19日当該書類なき旨電話回答。9月7日原文搜索の結果、保存判明につき、閲覧許可の旨電話回答)	編修官補岡田実
日清追加通商航海条約第十条ノ規定ニ従ヒ奉天大東溝開放一件書類	閲覧	8月19日閲覧申請			
「明治元年閏四月一日英国特派全権公使パークスノ上レル国書訳文」と『外務省記』(『復古記』所収)掲載文書との照合	回答受領	9月6日調査依頼	9月9日礼状発送(調査の上回答すべき旨回答。9月7日原文搜索の結果、保存判明につき、閲覧許可の旨電話回答)	編修官補岡田実	
明治三十三年清国事変ニ際シ聯合軍総指揮官トシテ独逸ワルデルゼー元帥就任問題	閲覧	9月6日閲覧申請 9月7日閲覧	9月9日礼状発送(調査の上回答すべき旨回答。9月7日閲覧許可の旨電話回答)		
日露事件要報 8冊 A12.14.	借用	9月7日借用申請 9月9日借用	昭和8年9月27日返却	編修官補堀田喜慶	

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
葡国ノ兇変及政治ニ関スル報告	1	36854 明 841	タイプ、31丁
日露事件日記日露事件要報抄出		36222 明 722	墨書、53丁

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧贖写)
昭和7年	明治三十八年十一月二日小村外務大臣ヲ特命全権大使トシテ清国ヘ差遣ノ件	閲覧	9月16日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治三十八年六月九日米国外務大臣ニ露清和議ニ講和勸告ノ件	閲覧	9月19日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	明治三十八年六月二十九日清国政府米国外務大臣ニ露清和議ニ参列ヲ要求ノ件	閲覧	9月27日閲覧申請	10月21日礼状発送	
	榎本外務大臣在職中条約改正ニ関スル处理沿革 中田秘書官編纂 旧記録2.5.1.	閲覧	9月27日閲覧申請	10月21日礼状発送	編修官補布施秀治
	明治三十八年十月十二日内閣総理大臣兼外務大臣桂太郎、米国人ハリマンニ南満洲鉄道ニ関スル覚書手交ノ件(明治三十八年十月ハリマン事件ニ関スル記録)1.7.3. 極秘	閲覧	9月28日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治三十六年四月十九日着内田駐清公使ヨリ小村外務大臣ニ宛テタル露国満洲不撤兵ニ関スル電報並ニ右ニ関スル一件書類(第三回露清協約第一巻)	閲覧	9月28日閲覧申請		囑託竹内栄喜
	大正十三年外務省編纂 英米仏露ノ各国及支那国間ノ条約 1冊	受贈	10月10日受贈	10月10日礼状発送	囑託竹内栄喜
	満洲撤兵問題ニ関聯スル露清協約締結ニ対シ、明治三十四年二月帝政府ヨリ清国ニ抗議ノ件(第一回露清協約)	閲覧	10月21日閲覧申請		囑託竹内栄喜
	露国ノ朝鮮ニ対スル活動ニ関シ、明治三十六年四月韓国駐劄帝国公使ノ報告(J.2.2. 鴨緑江左岸ニ於ケル露国ノ軍事的經營雜件(森林伐採及海底電線敷設計画、龍岩浦租借要求)2冊)	受贈		10月27日礼状発送	
	日支間並支那ニ関スル日本及他国間ノ条約外務省条約局編輯 1部	受贈		10月27日礼状発送	
	明治四十三年一月米国外務大臣ニ南満洲鉄道中立案ニ対スル我カ回答一件	閲覧	11月17日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	日露講和条約締結一件	閲覧	12月2日閲覧申請	(閲覧申請書持参の編修官補松本勝三に対し、直ちに閲覧許可)	編修官補松本勝三
	明治三十九年十月米国外務大臣ニ於テ日本人排斥ニ関スル件	閲覧	12月9日閲覧申請		編修官補松本勝三
明治三十七年一月六日及同三十八年七月二十六日米国外務大臣ヲフト拜謁ノ際、同人ニ賜ハリタル勅語	閲覧	12月21日閲覧申請同日閲覧		事務官藤井宇多治郎	
明治四十三年五月二日白耳義国特派使節男爵コンスタン・ゴフイネノ捧呈セル同国皇帝ノ御親書	閲覧	12月23日閲覧申請 12月24日閲覧		編修官補堀田喜慶	
昭和8年	明治四十一年三月二十八日韓国中樞院排日決議一件		1月17日閲覧申請	(1月18日日本省記録中に見当たらない旨電話回答)	編修官補堀田喜慶
	明治二十四年大津事変ニ関シ、西駐露公使ニ宛テタル外務省機密第四五三号及露国皇帝ニ宛テサセラレタル御親翰	閲覧	1月26日閲覧申請 1月27日閲覧	2月13日礼状発送(機密公信は明治24年6月19日附(大津事件第3巻)にあり、御親翰は控なき旨電話回答)	編修官補深谷博治
	明治四十一年七月三重丸乗員三十六名ニコラエウスクヨリ浦塩ニ護送ノ途上露国護送兵ト衝突ノ件(3.5.8.)	閲覧	1月30日閲覧申請	2月13日礼状発送	編修官補松本勝三
	明治四十四年二月調印ノ日米通商航海条約ノ件(2.5.1.)	閲覧	2月8日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	明治四十二年三月二日清国特命全権公使胡惟徳国書捧呈ノ件(6.1.8. 在本邦各国公使任免雜件 第3巻 支那ノ部)	閲覧	2月8日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	明治四十二年五月四日外務大臣ノ捧呈セル清国皇帝ノ親電	閲覧	2月13日閲覧申請		

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
榎本外務大臣在職中条約改正ニ関スル处理沿革		35532 明 520	墨書、161丁
満洲鉄道ノ中立ニ関シ米国外務大臣ヨリ提議一件	1	36972 明 852	墨書、109丁 朱印「公刊明治天皇御紀編修委員会」 編纂書記堀田喜慶採集・校正 高橋忠次贖写
北米合衆国ニ於テ本邦人渡航制限及排斥一件	1	36853 明 840	墨書、82丁 朱印「公刊明治天皇御紀編修委員会」
日英、日瑞、日米、日仏、日蘭通商航海条約改訂ニ関スル資料	1	36206 明 711	墨書・タイプ、247丁 朱印「公刊明治天皇御紀編修委員会」

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧膳写)
昭和8年	明治四十三年中韓統監ヨリ外務大臣ニ送致セル電文		2月13日閲覧申請 一時保留の旨通知		編修官補堀田喜慶
	明治四十三年七月統監子爵寺内正毅渡韓ニ際シ、韓国皇帝ニ贈リタマヘル親書		2月20日閲覧申請	(2月21日記録なき旨電話回答)	
	明治四十三年七月四日日露第二回協約ノ秘密条約文 (参考) 本野駐露大使ヨリ小村外務大臣宛 明治四十三年四月十一日發第三五号中ニ「今回ノ協商モ亦一九〇七年ノ如ク公表スベキモノト秘密ニ附スヘキモノト二種別々ノ協商ヲ結ブ可トスヘシ云々」トアリテ、此ノ電文ヲ外務大臣ヨリ天皇陛下ニ捧呈セシコトアリ	閲覧	2月20日閲覧申請 2月22日～閲覧	(2月21日、翌日より閲覧許可の旨電話回答)	編修官補堀田喜慶
	明治四十四年五月四日御批准ノ日英通商航海条約、同年七月十一日御批准ノ日瑞通商航海条約、同年七月十五日御批准ノ日独並ニ日諾通商航海条約	閲覧	2月22日閲覧申請		編修官補松本勝三
	明治四十三年八月九日附清国皇帝ノ親電	閲覧	2月27日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	防穀事件覚書 1冊 4.3.2.25. 分類 A26-1 防穀事件附属書類 1冊 A26-2.	借用	2月27日借用申請 3月1日借用	6月26日返却・礼状発送	編修官補深谷博治
	明治四十三年八月二十九日韓国皇帝ノ詔書及日韓併合ヲ各国ニ通告ノ件 (1.4.1. 韓国併合関係一件第2巻)	閲覧	3月2日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	明治四十五年一月十一日日仏通商航海条約批准ノ件	閲覧	3月3日閲覧申請	3月15日礼状発送	編修官補松本勝三
	明治四十五年七月五日日蘭通商航海条約調印ノ件	閲覧	3月3日閲覧申請	3月15日礼状発送	編修官補堀田喜慶
	日英同盟条約締結ニ関シ、明治三十四年七月三十一日より同三十五年一月二十九日に至ル間外務大臣駐英大使間往復電信(第一回日英同盟)	閲覧	3月15日閲覧申請	4月8日礼状発送	編修官補堀田喜慶
	明治三年二月七日条約批准書交換ノタメ参朝ノ西班牙国代理公使ノ姓名(書キ方及読ミ方)	書面回答 受領	3月30日調査依頼		
	明治三年三月二十日国書ヲ捧呈セル新任和蘭国弁理公使ノ姓名(書キ方及読ミ方)	書面回答 受領	3月30日調査依頼		
	明治四十四年清国動乱ノ際ニ於ル帝国ノ対清政策並ニ態度関係	閲覧	4月5日閲覧申請	4月17日礼状発送	編修官補松本勝三
	明治三十八年八月十二日第二回日英同盟協約調印ニ関シ、駐英公使子爵林董外務大臣男爵小村寿太郎間往復電文綴	閲覧	4月8日閲覧申請	4月17日礼状発送	
	明治四十四年七月十三日第三回日英同盟協約締結ニ関シ、駐英大使加藤高明外務大臣小村寿太郎間往復電文綴	閲覧	4月17日閲覧申請	5月10日礼状発送	編修官補堀田喜慶
明治三十一年三月二十三日駐英公使加藤高明ヨリ外務大臣西徳二郎ニ呈出セシ建言書	閲覧	4月18日閲覧申請	5月10日礼状発送		
明治四十二年八月条約改正ノ方針ニ関スル閣議ノ件	閲覧	4月28日閲覧申請		編修官補松本勝三	
明治三十年布哇移民拒絶並ニ米布合併ニ付日米布間ノ交渉顛末(「米布合併一件」「布哇ニ於テ本邦移民ノ上陸拒絶一件」)	閲覧	5月3日閲覧申請	5月30日礼状発送	編修官補深谷博治ら	

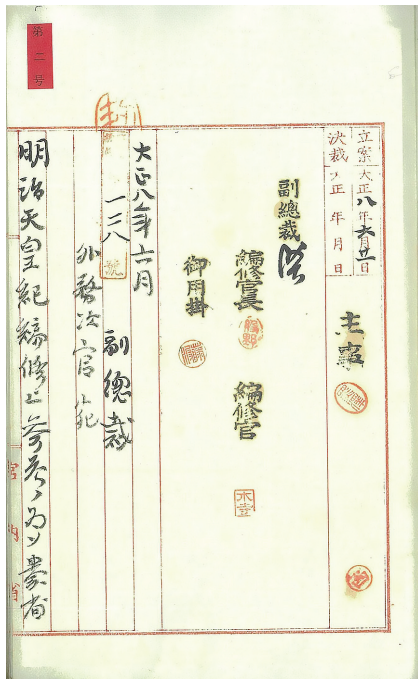
写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
日英、日瑞、日米、日仏、日蘭通商航海条約改訂ニ関スル資料		36206 明 711	墨書・タイプ、247丁
防穀事件覚書	1	36812 明 825	タイプ、16丁 昭和8年6月30日製本受入
日英、日瑞、日米、日仏、日蘭通商航海条約改訂ニ関スル資料		36206 明 711	墨書・タイプ、247丁
第一回日英協約締結ニ関スル資料 第一巻 第二巻 第三巻	3	35742～35744 明 578	昭和8年3月探訪 堀田喜慶校正 第一巻：墨書・タイプ・ペン、112丁 第二巻：墨書・タイプ、298丁 第三巻：墨書・タイプ・ペン、77丁
清国革命資料		35688 明 552	タイプ、87丁
第二回日英協約締結ニ関スル資料 第一巻、第二巻	2	35745～35746 明 579	第一巻：タイプ・ペン、57丁 第二巻：墨書・タイプ、200丁
第三回日英協約締結ニ関スル資料 第一巻、第二巻	2	35747～35748 明 580	第一巻：墨書・ペン、83丁 第二巻：墨書、164丁
第一回日英協約締結ニ関スル資料		35742～35744 明 578	墨書・タイプ・ペン 昭和8年3月探訪 堀田喜慶校正 第一巻：112丁 第二巻：298丁 第三巻：78丁
日英、日瑞、日米、日仏、日蘭通商航海条約改訂ニ関スル資料		36206 明 711	墨書・タイプ、247丁
米布合併史	1	36798 明 817	タイプ、45丁 36804(明820)と重複
米布合併一件調査要綱 全二冊	2	36799～36800 明 818～明 819	タイプ、35丁(2冊共)、重複

年次	公文中に所載の資料名及び員数、調査事項等	収集手段	申請日 借用日・閲覧日	返却日または礼状発送日 (外務省の措置)	担当者 (借用・照会・閲覧謄写)
昭和8年	明治三十年布哇移民拒絶並ニ米布合併ニ付日米布間ノ交渉顛末(「米布合併一件」「布哇ニ於テ本邦移民ノ上陸拒絶一件」)(前出)	閲覧	5月3日閲覧申請	5月30日礼状発送	編修官補深谷博治ら
	明治四十年七月三十日調印ノ第一回日露協約秘密約款	閲覧	5月12日閲覧申請		編修官補堀田喜慶
	明治天皇崩御ニ対スル世界ノ輿論	閲覧	9月20日閲覧申請		囑託竹内栄喜
昭和10年	明治四拾年十二月我国政府ヨリ米国政府ニ致セル移民制限ニ関スル覚書(俗ニ日米紳士協約ト云)	閲覧	12月21日閲覧申請 12月27日閲覧		編纂書記堀田喜慶

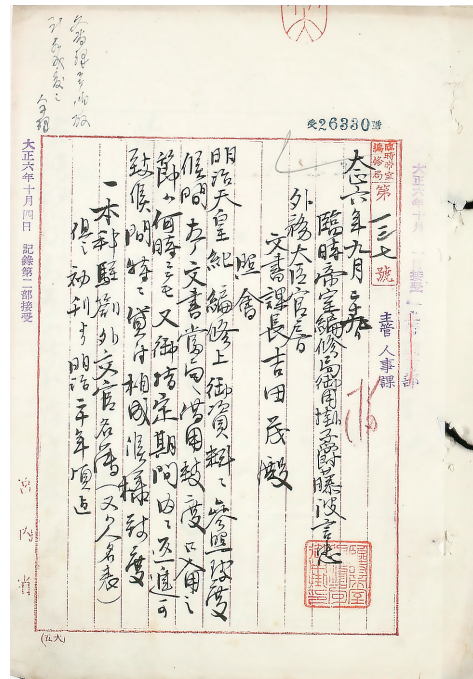
宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵『明治天皇紀編修録』及び外務省外交史料館所蔵外務省記録『諸修史関係雑件 明治天皇紀編纂資料関係』より作成。

写本書名	冊数	識別番号 旧函架番号	書誌情報
米布合併一件 第四卷(抄) 第五卷(抄) 第六卷(抄) 第八卷(抄)	4	36801~36804 明820	タイプ 第四卷:29丁 } 36805(明821)~36807(明821)と重複 第五卷:62丁 } 第六卷:45丁 } 36798(明817)と重複 第八卷:45丁 }
米布合併一件 第四卷(抄) 第五卷(抄) 第六卷(抄)	3	36805~36807 明821	タイプ 第四卷:29丁 } 36801(明820)~36803(明820)と重複 第五卷:62丁 } 第六卷:44丁 }

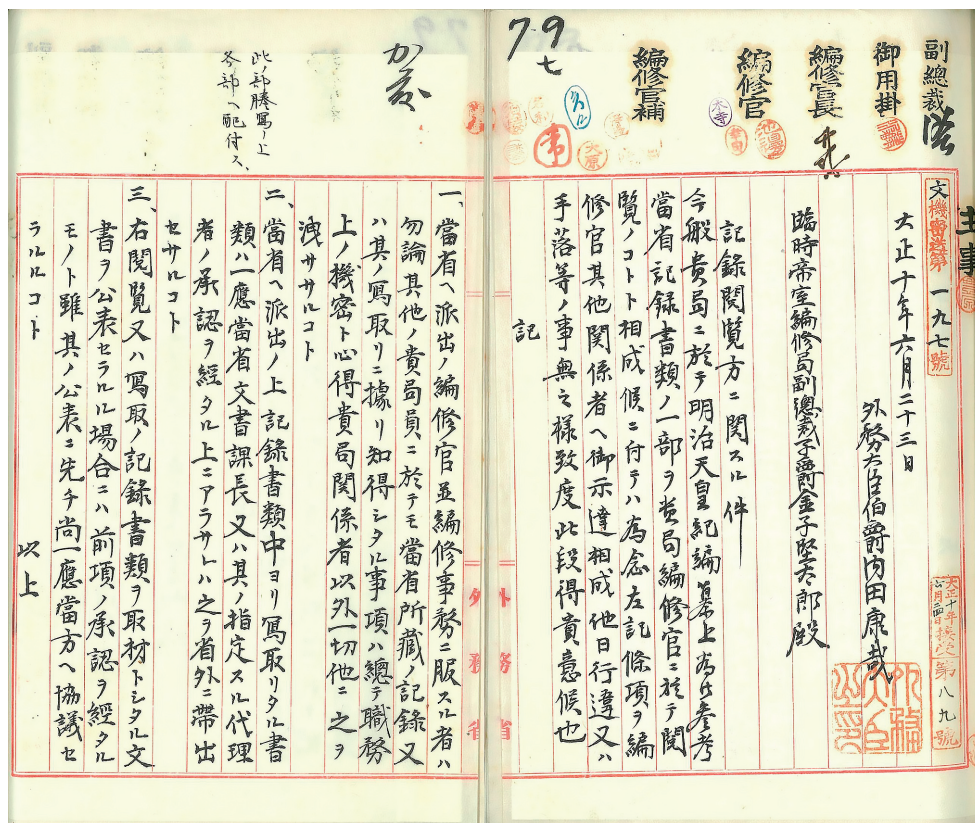
累計 80



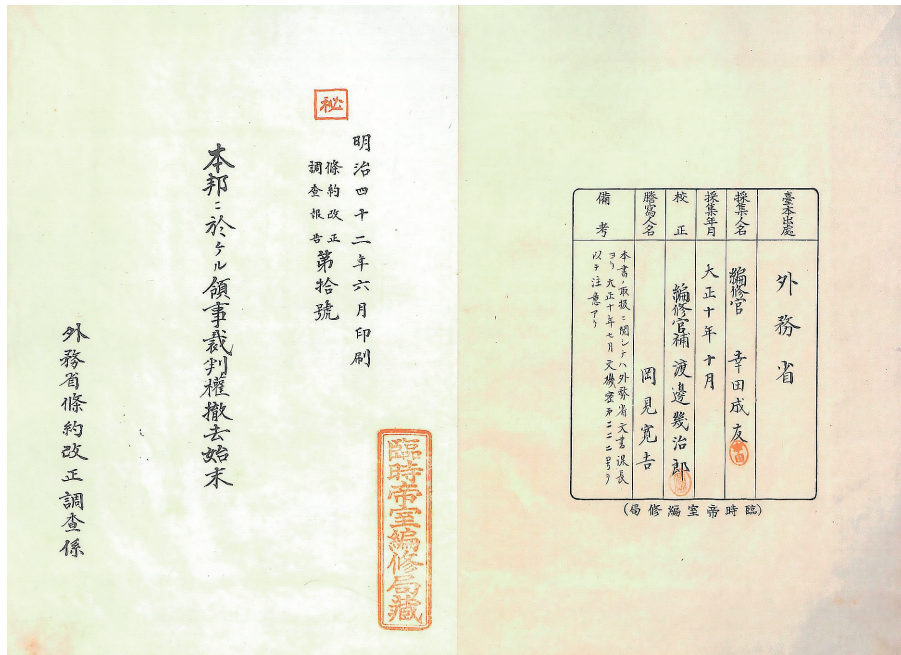
【高橋論文 図版②】『明治天皇紀編修録』大正 8 年 1
大正 8 年 6 月 21 日付決裁公文



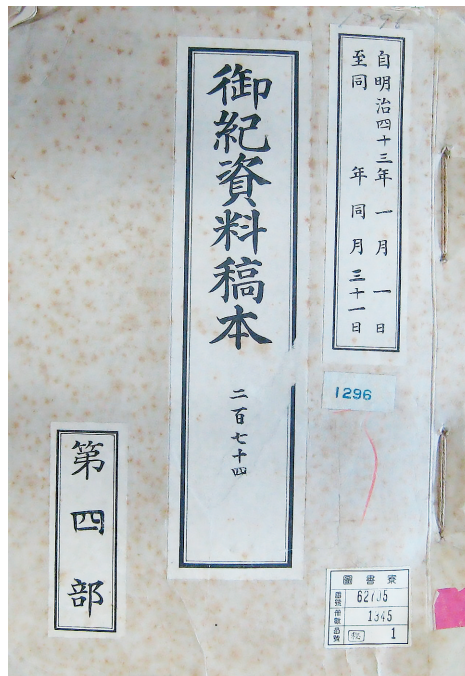
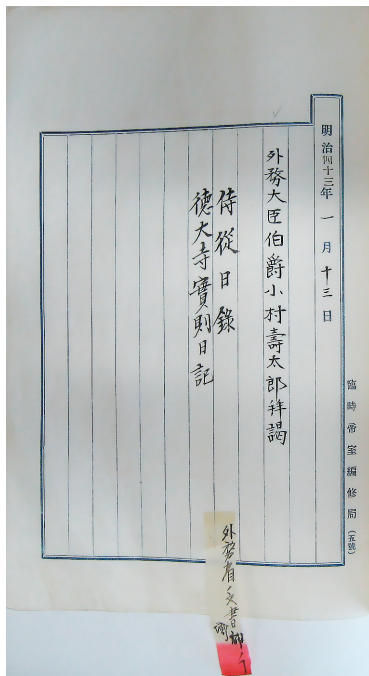
【高橋論文 図版①】外務省記録「諸修史関係雑件」
大正 6 年 9 月 29 日付発送公文



【高橋論文 図版③】『明治天皇紀編修録』大正 10 年 2
大正 10 年 6 月 23 日付「記録閲覧方ニ関スル件」



【高橋論文 図版④】『本邦ニ於ケル領事裁判權撤去始末』
見開き部分



【高橋論文 図版⑤】『明治天皇御紀資料稿本』1296
表紙及び明治43年1月13日条綱文